## Q283. 残業代（割増賃金）の請求を受けている労働審判事件において，付加金の支払を命じられることがありますか。

労働審判は判決ではありませんので，労働審判で付加金の支払を命じられることはありません。

労働審判手続申立書において付加金の請求がなされていることは珍しくありませんが，これは，労働審判手続において調停が成立せず，労働審判に対して異議が出されて訴訟に移行した場合に備え，2 年の除斥期間を遵守するためのものに過ぎません。

※　労働審判対応については，「労働審判の対応・相談（会社経営者側）」（https://www.y-klaw.com/roudoushinpan）で具体的に解説しています。